

2019年4月4日

心理学・教育学委員会 排除・包摂と教育分科会議事録
(第24期・第5回)

日 時 2018年12月26日(水) 15時00分～17時30分
会 場 日本学術会議2階特別室
出席者 小玉、志水、浅井、大桃、加賀美、加野、河野、坂井、油布、吉田、酒井 (参
考人) 柿本隆夫、福本 修
欠席者 乾、北村、近藤、西田

議 題

(1) 前回議事要旨の確認
前回議事要旨が確認された。

(2) 外国にルーツをもつ子どもたちの現状と課題

●柿本隆夫氏の報告

・学校現場で20年間ほど外国人の子どもとのかかわりを持ってきたが、行政の立場に立った時にその問題の見え方が異なり、自分自身としてショックであった。教員と行政の中間の立場での話となる。

・今の教育を動かしている力学は文科省からのルートとともに基礎自治体の首長の考え方や施策が強い影響力を有するようになってきている。他市と比較してどうアピールするかという自治体間の競争が学校現場に影響をもたらしている。外国人の子どもの問題はその範疇の問題であり、自治体が予算化しないと施策は動かない。外国人の子どもの問題、海外にルーツを持つ子どもの問題に対して行政サービスを厚く行うことには地域住民からの反対もある。

・大和市では市民の36人に1人が外国人であるが、新しく増える市民の53.2%は外国籍である。また、外国籍の児童生徒数は学校間で差が大きい。以前よりも多くの国と地域から来るようになっており、言語問題が大きい。経年で見えていくと日本語が必要な児童生徒は徐々に増えている。現在、年度途中で転入する児童生徒はかなり多いが、その中に外国籍の子どもも含まれており、うち何人かは全く日本語が話せない子どもや課題のある子どもである。

・現在の教育委員会は、第一にプログラミング教育、小学校英語の教科化、道徳の教科化などの新しい要請への対応が求められている。それと同時に、現状のシステムからこぼれ落ちる子どもへの対応が求められている。学校現場は、この相反する2つの課題に直面している。不登校やいじめ、低学力などの問題への対応とともに、新しいものへの対応が要請されている。

・考えられるのは次のような対応である。現状のシステムの中で多くの子どもがこぼれ落ちているが、その中に、全く日本語が話せなかったり、様々な課題を抱えた外国にルーツをもつ子どもがいる。いまの学校の現状の中で外国にルーツを持つ子どもを受け入れるの

は難しい。学校はそうした異文化の子どもを受け入れるシステムになっていないからである。理想としては海外から来る子どもを受け入れるだけの資源をもったクラスでありたいが現実には難しい。次に考えられるのは支援者が集団内部に入り込むタイプの支援。もう1つは校内での取り出しによる支援をして原学級に戻すやり方。4番目は校内での拠点的指導。学校の外側で日本語を指導して原学級に戻す。これらのやり方でどう支援を構成していくかということになる。

- ・今年度から始めたのが、プレクラス。海外からの転入で、日本語が話せない児童生徒が対象であり、年間28人が通った。形態は午前中2時間程度、拠点の教室に通い、午後は学校に戻るというやり方。そのためのタクシーの予算も付けた。内容は生きていくために必要な言語、「おなかが痛い」などの言語、と日本語の語彙の習得。期間は子どもに応じて1人20日間から30日間。学校に戻った際には巡回指導員がフォローする。必要に応じて校内で取り出しを行うこともある。国際教室のある学校ではそこの連携も図る。人員はコーディネーター1名、巡回指導員1名、日本語指導員1名。日本籍であるが日本語が習得できていない子どもにも対応している。

- ・課題としては、教室の中に資源を集積するのは正しいが時間がかかる。また、学校のクラスに入った後でいじめに遭うケースもある。学校の閉そく感、壁のようなものがある。また、日本型の学校教育を維持しつつ、課題を解決することは不可能だと思われる。40人定数で1人の担任が見るという中で多様性に関われるのは不可能だろう。そして、その現在のシステムの中でもこぼれ落ちてしまう子どもがいる中で、本当の意味での解決は難しい。

- ・文科省が提案する政策は、地方と都市でズレがあることを踏まえていない。そうした中で、日本の学校教育システムがこれでいいのかどうかを点検しなければいけない。

- ・現在進めているのは、学校と家庭の間に資源を集め、学校にくっつける形でシステムを作ることが有効ではないかと考えて現在取り組んでいる。

- ・拠点型・校内取り出し型・入り込み型を同時に展開していくことが必要だと思われる。外国人の子どもの状況を理解していくと、家庭ともわたり合っているような形での支援が必要であると感じる。日本語指導といった専門だけではダメだし、専門がないのもダメである。学校現場の感覚とか地域の方の感覚を入れていく中でいろんな課題を支えていくことが出来ると思う。

●質疑応答

- ・学校と家庭の間に資源を集めるという提案の具体的な内容についての質問がなされた。報告者からは学校の枠の中だけに留めていないで少しでも外に出て、行政が間に入りながら学校と家庭の間に1つかませっていくという発想が主になっているとの回答があった。

- ・プレクラスを作ることによって分離されるのではないかとこの質問には、そうした危険性は高いことを認めたと。大空小のようなフルインクルーシブの実践は日本語が全くできない生徒を交えた場合難しく、ある程度専門的に日本語を教えることが必要ではないかとの回答であった。報告者は、取り出し授業はそれだけ取り出された授業に遅れが生じてしまうという難しさがあることも指摘した。

- ・高校進学状況を通じて格差が広がっているのではないかとこの質問に対しては、神奈川県の場合、進学率は確保されているが、たとえば通信制は大勢の生徒を抱えており、そのことで全体の進学率は達成されているとの説明がなされた。また、卒業できるのは2割いかおらず見かけと実質が乖離している、海外から来た子どもが「やりきる」のは相当難しいとの話もあった。

- ・教員の加配による対応ができないかとの質問に対しては、予算の問題と教室数が足りないという問題等があり、大本を変えないと決定打にはなり得ないという回答があった。
- ・地域の国際支援団体が寺子屋などに入って学校と連結するということではできないかとの質問に対し、国際化協会との連携はしているが規模が小さく、緊急の場合には手配ができるが、市内全体をカバーできないこと、ただし、就学前のプレスクールでは国際化協会にお願いしているとの回答がなされた。私塾を入れることについては、支援の連結ということ考えた場合、私塾では子どもの背景となっている課題にアプローチしにくいと考えているとの回答があった。
- ・外国人の子どもの定住化の状況について質問がなされた。報告者からは、全体的な調査はないがインドシナ難民の子どもは移動を繰り返すがほぼ日本にいる、南米の子どもはいつでも帰れるので途中で帰国する者もいるとの回答があった。
- ・外国人の子どもの多い学校と少ない学校での問題の現れ方についての質問には、そういう子どもの多い学校では量的には問題は多いというのはあるが、まったく異質の問題が起きているかということはない。外国人の子どもが少ない学校では理想的な支援ができるかもしれない、また外国人が多いところは事例が増えるのでいいかもしれないが、まだ未整理であるとの回答がなされた。
- ・外国人の子どもの多い学校でもそれぞれの出国が異なる状況への対応をめぐる、システムの整理することはできるかもしれないという回答がなされた。また、日本語の獲得に注意しがちであるが、母語の保障についても課題があるという話がなされた。

●福本修氏の報告

- ・在日コリアンの在住地域である川崎市を回ってきた。退職後はNPOで在留相談と労働租団を担当している。在留相談は不法滞在者と言われる方の支援を中心にしている。また、数は少ないが、不法滞在者の子どもで学校に通っている子の支援も行っている。
- ・まず、学校教育機会確保法について。日本は国際人権規約A規約も児童の権利条約も批准しているため、外国人保護者に対しても就学義務を言うべき。
- ・「外国につながる生徒たち」をめぐる諸課題について。外国につながる生徒たちは、外国籍の子どもだけではなく、帰化した日本国籍取得者や日本国籍で外国にルーツを持つダブルを含めている。日本国籍であっても日本語教育の必要な子は多い。
- ・一見同質性が高いと見える日本の教室の中では、外国人につながる生徒は排斥されやすく、スティグマを貼られやすい。彼らの多くは何らかのいじめに遭っている。一例として桐生いじめ裁判がある。お母さんがフィリピン国籍でお父さんが日本人。
- ・一番言いたいことは、在日外国人問題はどのような問題なのかということ。在日朝鮮人問題というと、多くの子どもや教師は、在日朝鮮人「の」問題だと把握している。つまり、他人事である。それはニューカマーでも全く同じである。自分が当事者であるという意識を我々はどうやって持つのが課題となっている。
- ・それと関連するのが、平等の見方である。何の平等を語るのか。われわれ教員は、みんな一緒に扱うということが平等だと考えがちであるが、在日コリアンの生徒から、そうではないということを教えられた。目の前にいる在日コリアンは、他とは違うということ意識しなくてはならない。それは置かれている歴史が違うからである。在日コリアンの生徒は、当時は「外登証」を持たされ登録にいかねばならなかった。就職では本名を言ったらほぼ就職できない。在留資格が28種類あるが、我々は生徒の在留資格がどのような資格であるのかを知らない。
- ・「外国につながる生徒たち」の諸問題として、1つは、「多文化共生（教育）」の理念

が過去 20 年間で大きく変容したことがある。多文化共生に関する 1986 年の資料と 2007 年の資料を比較してみると、日本人が持っている偏見や差別、同化主義や排外主義への言及が綺麗に消えている。後者ではいかに外国人に日本語を教え、日本の習慣に慣れるようにするのかという考え方に変容している。「双方向の変革」から、「一方的な同化と適応」へと変質している。

- ・自分がやってきたことは、どうやって外国から来た子どもたちに居場所をつくるかということであり、日本人の中にどうやって溶け込ませるかということではない。神奈川県では多文化コーディネーターが外国人の多い高校に加配という形で配置されている。居場所を与えなければ、彼らのアイデンティティを奪い取るだけになってしまうのではない。また同時に学校の外に、彼らと同じ仲間と集う場が提供されるべきであり、これも神奈川、東京はやっている。
- ・日本語学習の問題としては、生活言語に加えて学習言語の習得が大きな問題である。生活言語は 1, 2 年で習得できるが、学習言語は 5~7 年かかる。しかし、表面を見ている限り学校の教師には分からない。日常会話が問題ないが、授業との間にギャップがある。母語を使ってもいいという授業を何らかの形で増やしていけるといい。
- ・徹底的に重要なのは母語保障である。母語保障を制度化している学校はほとんどない。この問題は、親子間でのディスコミュニケーションを生むこととなる。また、その中で、子どものアイデンティティが宙づりにされてしまう。子どもが帰国する際に母語が出来なければどうするのか。
- ・進路保障に関しては、高校に入る時に進学のパ壁がある。宮島喬氏が進学率は 58% と書いているが、実感としてはもっと低いように思う。ただし文科省はこの統計をとっていない。首都圏、関西、中部で進学ガイダンスを実施しているが、これは親が日本の学校制度が分からないため。神奈川県は外国人特別枠制度が最も多く 13 校ある。
- ・神奈川の中学校で国際教室を設置しているのは 62 校で、本年 3 月に 363 人が卒業した。この制度の中で過ごしている生徒は比較的高校に進学しているが、21 名は「その他」となっている。
- ・基本的人権の問題に関しては、職業選択の自由が憲法で謳われているのに、技能実習生などに見るように、外国人には当てはまらない。また、在留資格のうち「家族滞在」でいる子どもの問題が深刻であるが、法務省は 2018 年 2 月 27 日に画期的な通知を出し、日本での就職が決まった場合、小学 4 年から高校卒業まで日本にいた外国人に定住者の資格を与え、中学 3 年から日本にいた者には特定活動の資格を与えることとなった。しかし、その資格が取れる外国人は少ない。
- ・非正規滞在での子どもはあらゆる権利から排除されている。医療保険制度の外に放置される、移動の自由が大幅に制限されている。住民票がないために、小学校入学や高校入学を拒否される。就労資格もない。

● 質疑応答

- ・外国籍の教員が学校に入ってくることで変わる面はないかとの質問に対して、報告者からは大きな効果があるということで、在日コリアンの学生に本名で教育実習をさせたときの生徒の反応が報告された。多くの外国人が教壇に立つことで日本の学校が変わるという回答がなされた。また、柿本氏から、神奈川県では非常勤では外国籍の教員がいるが、正規では採用していない、教員に対して多様な国籍に開いていない日本で、教室の中が開かれるとは思えないとの話があった。
- ・法律を変えていくなどの手だてで学校を変えていくことが大切だと思うが、それ以外に

提言できることとしてどんなことがあるかという質問に対し、柿本氏から、外国にルーツを持つ子どもの問題を課題として立ち上げてほしいという要望があった。適応という面を越えて、外国人の子どもが一人の人間として生きるための手だてをどのように周りが支えていくかという課題として立ち上げてほしい旨の要望がなされた。その上で、外国につながる人を搾取する社会になっていくこと、弱い人を排除していくことになりかねない、外国に繋がる人の問題とは日本社会に投げかけられている大きなテーマであるとの指摘があった。

・福本氏からは、「特定技能」の資格での受け入れは数年後にいろいろな問題が間違いなく起きる、5年の在留期間があれば結婚や出産があり、やがてその子が学校に入学する、その意味で、この問題においては入管が主導権を握っているが、文科省がもっとがんばってほしいとの回答がなされた。また、圧倒的に日本語を指導する教員が少ない、養成をなんとかしないとイケない、移民政策をとらないと宣言する以上、帰国を前提とすれば子どもの母語保障をしなければならない、ただし現実には日本に定着するという話もなされた。

・都立の学校で成績のよくない高校に多く在籍する外国人の生徒は、経済的に厳しい家庭が多く、生徒指導で指導の対象となる場合が多い。その場合、外国人としては排除されていないが、生徒指導できちんと指導したことで自主退学をさせられたということになる。こういう点をどのように考えればいいのかとの質問に対して、報告者からは退学した後の外国人の生徒の困難を考えれば、むしろ包摂していくことが重要であり、卒業までもっていかないと、中退すれば在留資格を失い日本社会にいらなくなるということになるという話がなされた。柿本氏も、遅刻の指導をした結果、外国人が多かった、外国人はどちらかというのだらしがないという言説が流布するということになる。しかし、外国人が楽しく過ごせるような学校を作ってきたのかという点での問題だとの話がなされた。

・外国人の保護者に対して就学を義務化させるための手だてについて質問がなされた。報告者からは国際条約を批准しているため、素直に考えれば就学は義務化されるものとの理屈で法改正ができないかとの提案がなされた。

(3) 次回について

今回は、前川喜平氏（現代教育行政研究会代表）氏のお話を伺うこととなった。